

成長企業支援補助金に関する Q&A
(平成30年4月)

目次

- 1 補助対象者の要件等
- 2 補助対象人材（中核人材）
- 3 補助対象事業
- 4 補助対象経費
- 5 補助対象期間
- 6 審査会
- 7 その他

1 補助対象者の要件等

Q 1 企業の規模は問わないか。

A 1 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条に規定する中小企業者が補助対象となります。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

ただし、次のいずれかに該当するもの（みなし大企業）は、補助対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有又は出資している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

Q 2 本社が県外にある場合、補助対象にはならないのか。

A 2 勤務地が県内の事務所、事業所等であれば、補助対象となります。

なお、勤務地が県内であれば、他府県からの通勤（他府県に居住）でも補助対象です。

Q 3 本社は県内であるが、勤務地が県外や海外である場合、補助対象にはならないのか。

A 3 補助対象となります。

2 補助対象人材（中核人材）

Q 1 中核人材とはどのような人材なのか。

A 1 企業の「かなめ」となりうる人材であり、その人が配置されることで業務の改善（コスト削減、財務状況の改善）や、新分野への開拓等が見込まれ、該当企業の成長が期待される人材。各部門の中核（管理職）となる人材を想定しています。申請企業の実情に応じて、審査会にて判断します。

(例) 大企業 OB を〇〇部長、課長として採用
元大学教授を研究開発部長、課長として採用
各事業、各部門において中核となる人物の採用

- Q 2 管理職として採用する必要はあるのか。
A 2 必ずしも管理職として採用する必要はありません。

3 補助対象事業

- Q 1 すでに勤務している派遣従業員を正社員として直接雇用する場合は、補助対象となるのか。
A 1 補助対象とはなりません。
- Q 2 派遣従業員を活用する場合は補助対象となるのか。
A 2 正規雇用が補助対象であるため、派遣従業員を活用することは補助対象とはなりません。
- Q 3 和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点から人材紹介会社の紹介を受け、人材を探しているが補助対象となるのか。
A 3 補助対象となります。
- Q 4 すでに人材紹介会社と契約し、人材を探しています。これから申請できるのか。
A 4 申請可能です。
ただし、人材紹介会社への申し込み、契約を除いて、交付決定前に発生（発注・契約）した経費及び支払った経費は補助対象外となります。

4 補助対象経費

- Q 1 どのような費用が補助対象経費となるのか。
A 1 有料人材紹介会社への紹介手数料が補助対象経費となります。
- Q 2 利用する有料人材紹介会社は指定があるのか。
A 2 指定はありません。ただし、厚生労働省より許可を受けた有料職業紹介事業者である必要があります。

Q 3 採用後の給与は補助対象となるのか。

A 3 給与は補助対象とはなりません。ただし、和歌山県労働政策課に「UIJ ターンによるプロフェッショナル人材確保のためのお試し雇用補助金」として、試用期間中の給与等に対する補助金があります。詳細については、和歌山県労働政策課にお問合せください。

※下記 7 その他 参照

5 補助対象期間

Q 1 3月に採用決定し、4月1日付けで勤務開始する場合は補助対象となるのか。

A 1 補助対象とはなりません。

3月末までが補助対象期間となる場合、3月31日までに雇用契約を締結し、勤務を開始してください。さらに、補助対象経費の支払いも3月31日までに完了してください。

6 審査会

Q 1 審査会のプレゼンテーションでは、どのようなことを説明すればよいのか。

A 1 中核人材の予定ポスト・役割、中核人材導入の目的（期待する業務改善・新分野開拓内容）、導入による企業の長期的展望、導入の必要性等について、分かるように説明してください。

7 その他

Q 1 採用した人材が退職した場合、補助金を返還する必要があるのか。

A 1 必要ありません。

ただし、人材紹介会社から手数料等の返金があった場合には、補助金対象経費のうち補助金相当額を返還していただきます。

Q 2 他の補助金等との併給はできるのか。

A 2 対象経費が重複しなければ可能です。

本事業に関連する可能性のある助成事業として、次の制度がありますので、ご確認ください。

<関連メニュー>

制度名：UIJ ターンによるプロフェッショナル人材確保のためのお試し雇用補助金

概 要：和歌山県内に事業所等を有する中小企業が、首都圏等からU I Jターンにより競争力強化に必要な人材を確保するにあたって、正式採用に至るまでの「お試し雇用」にかかる費用に対して補助

問合先：和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 労働政策課 就業支援班

TEL：073-441-2805